

## 船舶インシデント調査報告書

令和3年1月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年6月24日 10時00分ごろ
発生場所	長崎県平戸市宝亀漁港南南西方沖 平戸川内港沖防波堤灯台から真方位191° 1.9海里付近 （概位 北緯33° 17.7′ 東経129° 30.8′）
インシデントの概要	プレジャーボート2号卯丸は、漂流中、船外機の始動ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年6月29日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 2号卯丸、0.9トン 292-31687長崎、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力7.3kW、回転数毎分 5,000、2気筒、ボア59mm、使用燃料ガソリンと潤滑油の混 合油
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族1人を乗せ、貝の養殖施設のブイに係留して釣りをしながら漂流し、帰航しようとしたが、船外機が始動できず、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が、波高が高くなったので身の危険を感じ、海上保安庁に救助を要請し、来援した水難救済会の所属船舶によってえい航された。</p> <p>本船は、本インシデント後、船舶所有者が船外機の点検を行った結果、点火プラグの電極に炭化物が付着しているのが認められたので、同プラグを新品と交換したところ、始動できるようになった。</p> <p>本船は、船舶所有者が本インシデントの約3か月前に点火プラグを交換していた。</p> <p>本船は、本インシデント当日、釣り場まで約20分間低速で航走していた。</p> <p>船外機販売会社担当者によれば、混合油を使用した船外機は、低速回転で連続して使用した場合に不完全燃焼を生じることがあるとのことであった。</p>

<b>分析</b>	<p>本船は、約3か月前に点火プラグを交換していたところ、混合油を使用した船外機を低速回転で連続して使用したことから、混合油が不完全燃焼を起こして点火プラグの電極に炭化物が付着し、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、約3か月前に点火プラグを交換していたところ、混合油を使用した船外機を低速回転で連続して使用したため、混合油が不完全燃焼を起こして点火プラグの電極に炭化物が付着し、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 混合油を使用した船外機を使用する際は、低速回転やアイドリングでの連続使用を避けること。</li> <li>・ 予備の点火プラグを用意しておくこと。</li> </ul>